



広報

# みさき

### 町の規模

世帯数	1,923戸	前月比	(+1)
人口	5,693人		(-9)
男	2,648人		(-8)
女	人		(-1)

(昭和60年10月現在)

昭和60年11月25日 No.115  
 発行 愛媛県西宇和郡三崎町 印刷 佐川印刷 KK  
 三崎町役場 54-1111  
 編集 総務課

## 町制施行30周年を祝う

昭和三十年三月三十一日に三崎村と神松名村が合併して誕生した三崎町は、今年で町制施行三十周年を迎えました。  
 その記念式典が十月三日三崎町民会館で地元選出国會議員さん他多数の来賓、招待者の出席のなかで盛大に行われました。



十月三日午前十時から三崎町民会館で行われた記念式典には、町内外から百六十四人が出席。杉山町長の式辞、田中議長のおいさつのもと、特別功労者や自治功労者など五十四人と三団体が表彰されました。  
 ひきつづき、町の花として、「ちちばなの花」が、町の木として

### 町制施行30周年記念式典

#### 式次第

- 開式
- 町長式辞
- 町議会議長あいさつ
- 功労者等表彰
- 町花・町木制定発表
- 来賓祝辞
- 祝電披露
- 受賞者謝辞
- 閉式

て、「うばめがし(ばべ)」がそれぞれ制定発表された後、県知事ほか来賓多数のお祝いの言葉を受け式典を終えました。  
 三十周年は一つの節目。さらに活気ある豊かで住みよい町づくりに五千七百町民が一心と特別感謝状、の各部門においてなつて取り組むべきだと思いまそれぞれ表彰されました。

功労者等表彰内容は、特別功労者、自治功労者、産業振興功労者、生活環境功労者、交通安全功労者、保健医療功労者、社会福祉功労者、教育文化功労者、特別感謝状、の各部門においてそれぞれ表彰されました。

### 町花 <たちばなの花>



(昭和60年10月3日制定)

主幹産業である本町のシンボル。その品種も百花のいきおいで段畑の緑に映え香気をはなっている。

### 町木 <うばめかし>



(昭和60年10月3日制定)

本町の全域に群生する。その美しさと強さは、厳しい自然環境に生きぬく町民に広く親しまれている。

町民に親しまれ又町を象徴するにふさわしい「花」と「木」を募集し(応募総数百五十五票)選定委員会において選定、十月三日の記念式典にて制定発表しました。

## 町の花・町の木

# 制定される!!

## 県税だより

公給領収証完全発行  
強調月間11月20日～12月19日  
公給領収証を  
必ず受け取りましょう  
愛媛県八幡浜地方局

愛媛県では11月20日から12月19日までの1ヶ月間公給領収証完全発行強調運動を実施しています。

皆さんが、料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館等で遊興、飲食、宿泊、休憩などをされ、料金を支払われたときは必ず領収証を受け取っていただき、この運動にご協力をお願いいたします。

次のような場合は、必ず公給領収証を発行することになっています。

場 所	経営者が客に公給領収証を発行しなければならない場合
料 理 店 バ キャバレー	料金の多少にかかわらずすべての場合
飲 食 店 スナック等	1人1回の料金が2,500円を超える場合
旅 館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1人1泊2食の料金が5,000円を超える場合</li> <li>○ 宿泊客の1泊2食以外の料金が2,500円を超える場合</li> <li>○ 宿泊客の昼食、宿泊客以外の者の飲食、休食等</li> <li>○ 割烹旅館における飲食、休憩等はすべての場合</li> </ul>

### 第6巻

## 町勢要覧発刊!!



前回(昭和五十五年) 発刊の町勢要覧に変わって今回装いも新たに三千部が発刊され好評を博しています。

掲載内容は町制30年のあゆみ、境、水道、運輸、通信、土木、町の概要、人口、行政、議会、治安、文化、自然、観光等写真選挙、財政、税金、産業、教育、福祉、保健衛生、年金、生活環 掲載で十八頁の構成です。

### なるほど・ザ・木材 No.8

#### 「熱を伝えにくい機能」

冬寒いとき風呂場のタイルは冷えていて入りにくいものです。このため日本でも古くから木製のスノコを使ってきました。

また、ナベの取手・スコップの柄木は最近プラスチックが多くなりましたが、以前は木材を使っていました。もし取手がナベと同じ材料であればとても把持したものではないでしょう。

このように木材は熱を伝えにくい性質をもっており、このため木造の家は、夏涼しく、冬暖かいので、最も省エネルギー的な住宅です。



#### 印鑑登録証明書

が必要などは必ず印鑑登録証(緑色の手帳)をお忘れなく、登録印鑑はおりません。

一 般 会 計

22億7,100万円に

9 月 補 正

第1表 一般会計歳入歳出補正予算

(単位：千円)

Table with 8 columns: 歳入 (補正前の額, 補正額, 計), 歳出 (補正前の額, 補正額, 計). Rows include 1町税, 2地方譲与税, 3自動車取得税交付金, etc.

特産銘柄産地 育成事業に百十万円!!

昭和六十年第三回は、一般会計が九千二百七十六町議会定例会が九月二十五日開かれ、提案された補正予算案をはじめ、当面する町政の重要諸案件を審議、可決されました。今回の補正予算の主な事業はつぎのとおりです。

衛生費では、三崎地区簡易下水道整備事業一千七百万円、農林水産業費では、農村基盤総合整備事業一千三百四十四万一千円、新地域農業生産総合振興対策事業一千百万円、特産銘柄産地育成事業百十万円、かつつ産地整備促進事業百八十八万七千円、商工費では、佐田岬灯台キャンプ場施設整備事業九百万円を補正いたしました。

第3表 水道事業会計補正予算

(単位：千円)

Table with 4 columns: 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 収益的 (収入, 支出) and 資本的 (収入, 支出).

第2表 特別会計補正予算

(単位：千円)

Table with 4 columns: 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 国民健康保険特別会計, 老人保健特別会計, etc.

自衛官募集のご案内

自衛隊では、「若人の職場」に「明るい希望」の自衛隊をモットーに、陸上、海上、航空の自衛官を募集しております。 ☆応募資格 十八歳以上二十五歳未満 ☆給 与 (月額) 一〇一、四〇〇円 (月額) 一〇一、四〇〇円 (月末、勤勉(年三回) 合計四・九ヵ月) その他各種手当が職種や勤務条件等によって、それぞれ支給されます。

人権相談所の開設について

法務局と人権擁護委員協議会共催の人権相談所が開設されます。日常の生活で強制圧迫を受けたり名誉侵害や不当な差別など

最低賃金改定のお知らせ

愛媛労働基準局では、県内で働くすべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改定し、十月一日から実施することとしました。 ※詳細等のお問い合わせ先 愛媛労働基準局賃金課 (〇八九九―二五―二一〇一) 又は、最寄りの労働基準監督署まで。

# 「さようなら」

## 三崎～八幡浜航路

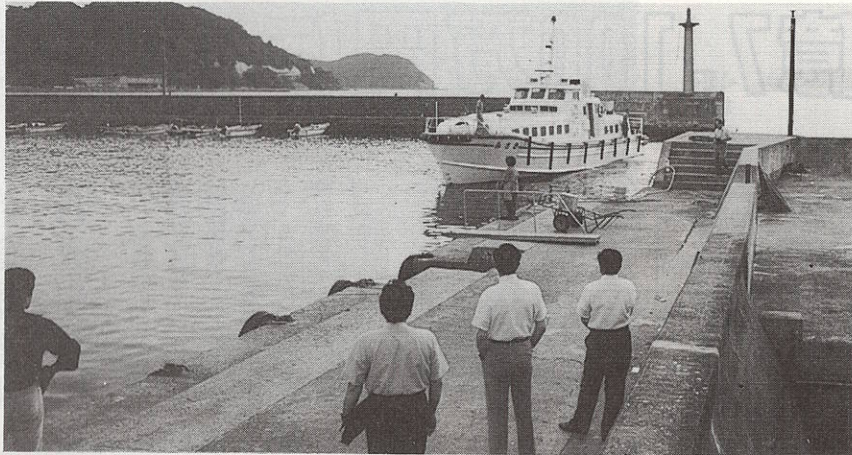
### 艇丸 高速みさき

佐田岬半島の唯一の沿岸航路 によって運航を開始、大正七年も九月三十日午後十八時三崎港 現在の高速艇「みさき」の前進 着で一年間の運休となり、今後 である八幡丸が運航開始した。 明治二十八年に中妻弥七が三 崎航路を思い立ち、明治三十六 年には宇和島運輸が汽船品海丸

その他数多くの汽船会社が沿 岸航路に参加を希望し隆盛をき わめたが、道路整備、バス利用、 マイカーの激増によって利用者 となりました。

が激減し、昭和五十年に関係一 市四町（八幡浜市・保内町・伊 方町・瀬戸町・三崎町）の負担 金にて再スタート。

二年後の五十二年六月に、高 速艇「みさき」が就航し乗客数 も一時持ち直したが、昭和五十 四年以降は急激に減少した。関 係市町村の強い継続要望も、押 し寄せる過疎の波には、太刀打 ち出来ず、涙の別れ（二時運休）



最後の入港



多数の人々に見まもられ寄港する「みさき」



町長さんから感謝の言葉を聞く乗組員の皆さん

最後の乗客（大岩さん）

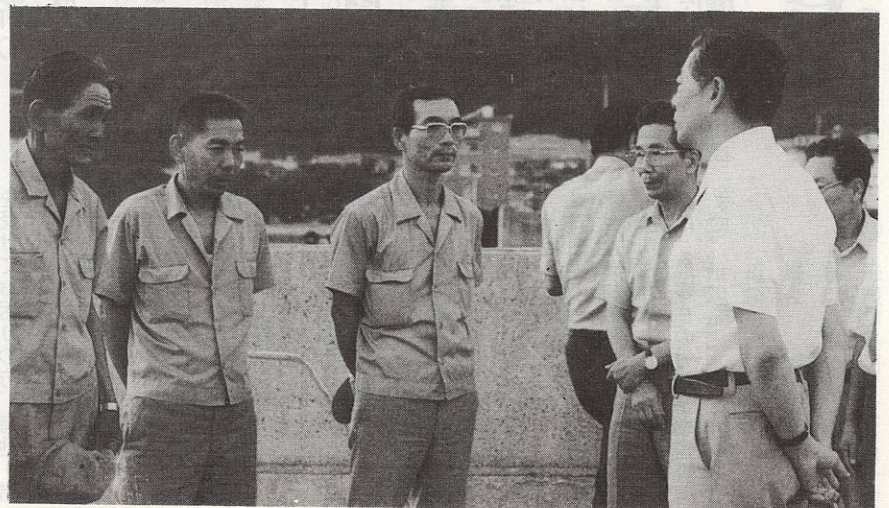
当日の三崎方面乗客者数は、井野浦五人 三崎五人の計十人でそれぞれ最終便の船旅 を感慨深い表情で乗船していました。

会社側の意向で「派手な催しは控えてく ださい。」を尊重し、井野浦港では、井上廻 送店さんに、三崎港では清家廻送店さんに、 それぞれ感謝をこめて花束を贈呈梶原船長 さん外乗務員の皆さんには、町長、議長出 迎えのうえ、感謝の言葉と花束が贈呈され、 別れを惜しみました。

風光明媚な佐田岬半島の沿岸航路の復活 を希望する人々の願いを近い将来かなえ て！！

### 乗客調べ

期 間	船 名	高速艇みさき
53. 10. 1 ~ 54. 9. 30		64,418 人
54. 10. 1 ~ 55. 9. 30		67,515
55. 10. 1 ~ 56. 9. 30		60,428
56. 10. 1 ~ 57. 9. 30		49,497
57. 10. 1 ~ 58. 9. 30		45,849
58. 10. 1 ~ 59. 9. 30		39,599



お知らせコーナー

会社員や船員の奥さん

へお知らせします。

国民年金では来年四月から改正により、次のイ、ロ、ハに当てはまる奥さんは来年四月から国民年金の保険料を納める必要はなくなり、しかも年金は受け取ることができます。これらの奥さんを『第三号被保険者』とい

夫の健康保険の被扶養者となつてゐること。 届出には11月初め社会保険庁から、用紙が送られてきた人もありますが、送られてきてない人は役場に用紙がありますので、第三号被保険者になる方は次ものをお持ちのうえ、お早目に役場国民年金係へおいで下さい。

健康保険被保険者証

あなたの夫の年金手帳(または被保険者証、番号証)

○印かん

文中、「夫」は「妻」と、「奥さん」は「ご主人」と読み替えて下さい。

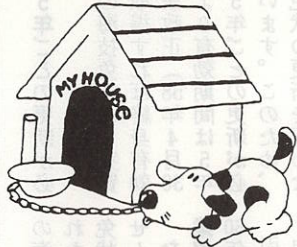
ご主人が共済組合に加入の奥さんは、今回第三号被保険者になれませんので届出する必要はありません。

ハ、あなたの夫が大正10年4月2日以後に生れたこと。

ロ、あなたの夫が厚生年金であること。

イ、あなたの夫が厚生年金であること。

不用犬買上げ日



毎月第2金曜日

- 60年12月13日 (金)
- 61年1月17日 (金)
- 61年2月14日 (金)
- 61年3月14日 (金)

8:30~10:00

役場・生活環境課

差別をなくする強調月間

§11月11日~12月10日 §

同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に県民一人ひとりが本問題に主体的に取り組む

とともに、実践行動によって解決されることは

いうまでもありません。

一、月間テーマ

県民の一人ひとりが人権意識の高揚に努め、差別のない心豊かなふるさとをつくりましょう。

二、趣旨

愛媛県においては「差別をなくする強調月間」を設定し、同和問題解決のため県民一人ひとりに人権意識の高揚を図る自発的な活動の促進を提起するものである。

そのためには、すべての県民が主体となつてお互いの人権を尊重する実践行動を定着化し、差別のない心豊かなふるさとを実現していこうとするものである。

三、期間

昭和六十年十一月十一日~昭和六十年十二月十日

四、提唱

愛媛県

五、行事等

このため、愛媛県では、次のとおり「差別をなくする強調月間」を定め、各種の啓発を推進することにいたしました。

町民の皆さんにおかれましても、強調月間の趣旨を十分ご理解いただき、格別のご協力をお願いいたします。

県民一人ひとりが自発的な活動を通して 差別のないふるさと愛媛をつくりましょう



清掃センターの電話番号が変わりました。

§10月24日から§ (54) 0601

- ◇ごみはもえるごみともえないごみに分けましょう。
- ◇残飯類は水切りをしましょう。
- ◇ごみは収集日を守りましょう。

行事名	行事内容
広報活動	1. 新聞広報 (1) 新聞社 愛媛新聞社 (2) 掲載日 昭和60年11月11日(朝刊) 昭和60年12月4日(〃) 昭和60年12月10日(〃)
	2. テレビ放映 (1) 放送局 愛媛放送 (2) 放送日 昭和60年11月17日(日) 15:00~15:56 (3) 同和啓発映画 「誕生」
	3. テレビスポット (1) 放送局 愛媛放送・南海放送 (2) 放送日 昭和60年11月11日から12月10日の間に20秒スポットを随時放送する。
	4. ラジオ広報 (1) 放送局 FM愛媛(県政FM情報) (2) 放送日 昭和60年11月11日から12月10日の間においてスポットを随時放送する。
	5. 車内広報 (1) 掲載方法 伊予鉄・瀬戸内・宇和島・国鉄の各バス、伊予鉄電車、汽車 (2) 掲載日 昭和60年11月26日から12月10日の間において車両にポスターを掲載

行事名	行事内容
差別をなくする県民の集い	1. 主催 愛媛県
	2. 後援 愛媛県教育委員会 愛媛県市長会 愛媛県町村会 愛媛県同和協会
	3. 開催日時
	日時 昭和60年11月28日(木) 13:00~
	場所 松山市祝谷1-10 愛媛文教会館
対象 一般県民	
4. 講演会	講師 山本 登先生 (地域改善対策協議会委員) (大阪市立大学名誉教授)
5. 映画上映	「友情」 昭和60年度同和啓発映画優秀作品神戸市製作

# 海技免状をお持ちの皆さんへ

海技免状は5年ごとの更新が必要で、

これまでの海技免状は、実質的には一度取得すれば終身有効でしたが、法改正（58年4月30日施行）により有効期間は5年間となり、5年ごとの更新が必要となっております。このため、今後は海技免状の更新を行わないときは、その海技免状は失効してしまいます。

この更新制は、現在の海技免状を新しい海技免状に引き換えたときから適用されます。また、免状を更新するためには、一定の乗船履歴と身体適性基準を満たしていることが必要です。  
新しい海技免状に引き換えを現在の海技免状は、それぞれ

## <小型船舶操縦士以外の資格>

旧 資 格	引 換 え 期 間
甲種船長、甲種一等航海士、甲種二等航海士、甲種機関長、甲種一等機関士、甲種二等機関士、甲種船舶通信士、乙種船舶通信士、丙種船舶通信士	昭和58年4月30日から 昭和59年3月31日まで
乙種船長、乙種一等航海士、乙種機関長、乙種一等機関士	昭和59年4月1日から 昭和60年3月31日まで
乙種二等航海士、乙種二等機関士	昭和60年4月1日から 昭和61年3月31日まで
丙種船長、丙種機関長	昭和61年4月1日から 昭和62年3月31日まで
丙種航海士、丙種機関士	昭和62年4月1日から 昭和63年3月31日まで

## <小型船舶操縦士の資格>

旧 資 格	旧免状の交付を受けた日	引 換 え 期 間
一級小型船舶操縦士	昭和50年7月1日から 昭和50年12月31日まで	昭和60年4月1日から 昭和61年3月31日まで
二級小型船舶操縦士	昭和51年1月1日から 昭和52年3月31日まで	昭和61年4月1日から 昭和62年3月31日まで
三級小型船舶操縦士	昭和52年4月1日から 昭和58年4月29日まで	昭和62年4月1日から 昭和63年3月31日まで
四級小型船舶操縦士	昭和49年5月26日から 昭和50年12月31日まで	昭和63年4月1日から 昭和64年3月31日まで
	昭和51年1月1日から 昭和51年9月30日まで	昭和64年4月1日から 昭和65年3月31日まで
	昭和51年10月1日から 昭和52年9月30日まで	昭和65年4月1日から 昭和66年3月31日まで
	昭和52年10月1日から 昭和55年3月31日まで	昭和66年4月1日から 昭和67年3月31日まで
	昭和55年4月1日から 昭和58年4月29日まで	昭和67年4月1日から 昭和68年3月31日まで

の海技免状の資格ごとに定められた一定の期間内に新しい海技免状に引き換えなければなりません。（別表のとおり）  
なお引き換え手続きは、三崎漁業協同組合（支所を含む）で昭和60年11月から受け付けています。  
引き換えの申請書類  
申請書類  
①海技免状引き換え申請書（漁協に準備）  
②海技免状用写真  
※スピード写真は不可（30mm×30mmで無帽）  
③旧海技免状  
④印鑑  
※手数料は実費  
詳しくは役場産業課、漁協までお問い合わせ下さい。

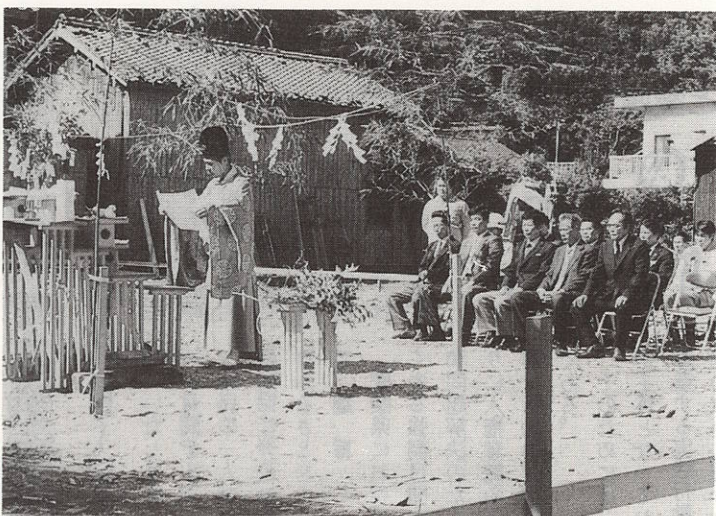
# 土地取引の前に

## 国土利用計画法による届出制度

一定面積以上の土地を取引し、その目的は、土地の投機的取引のようとするときは、国土利用計画法によって、契約の6週間前までに、その土地が所在する市町村を経て、知事に届出をしなければなりません。この届出制度、取引面積は、

## 二名津教員住宅着工

二名津地区には教員住宅がな元住民の方にも非常な不便を、いたため、先生方はもちろん、地きたしてありますが今回二名津出張所の後地に鉄筋コンクリート二階建ての住宅が建設されます。



着工に先立ち、十月二十四日に地鎮祭が行われました。建物の内容は、単身用二室、世帯用四室の計六室で、延面積は三百七十六平方メートル、完成は昭和六十一年三月二十日の予定です。

# — 長 寿 を 祝 う —

▼都市計画法で定められた市街化区域内の土地：2、000㎡以上  
▼市街化区域以外の都市計画区域内の土地：5、000㎡以上  
▼都市計画区域以外の土地：10、000㎡以上  
土地10、000㎡以上となつていきます。この届出制については詳しくは、都市整備課24-1111内線280にお尋ねください。



九月十五日は「敬老の日」町内各地で色々な行事が催されました。名取地区は特に盛大で、部落民全員が参加して、芝居に歌に大盛況！  
特にお孫さんの演技には、拍手が長く、出席した老人の方々の喜びは一入でした。  
昭和六十一年九月十五日現在の老人は一千三百七十名で、女性八百十九名、男性五百五十一名です。皆さんいつまでもお元気で！

## 敬 老 の 日

# 町制三十周年記念

# 町民大運動会!!

十月十三日、五年ぶりに開催した町民運動会、町長あいさつのもと全員参加の鈴割りで幕を開けプログラムの進行とともに、盛況の二文字がグラウンド内に、伝わり、主旨である町民総参加の運動会と思いきや、花の部落リレー予選途中より無情の雨で午後の部中止となりました。それでも、次回の開催を望む

声が多かったことは、一堂に会する楽しさを町民の多数が持っていることを確認させられた大会でした。主な競技結果は次のとおりです。

小学校リレー一位	三崎小A	42秒63	職域リレー(予)一位	役員B	88
(教育長杯) 二位	串小		二組 二位	農協	
三組 名取			三組 三位	2分3秒50	
中学校リレー一位	二名津中	1分28秒81	二組 一位	役場A	
(女子) 二位	三崎中		三組 二位	2分6秒9	
(議長杯) 三位	串中		二組 三位	2分8秒71	
中学校リレー一位	串中		三組 一位	郵便局	
(男子) 二位	1分18秒		二組 二位	2分16秒50	
(議長杯) 三位	三崎中		一組 一位	松分団	
高校分団リレー一位	高浦南部		二組 二位	三崎西一部	
(漁協組合・長杯) 二位	串		三組 一位	二名津一部	
職域リレー(予)一位	三崎東A		二組 二位	大佐田分団	
二位	三崎東A		三組 二位	三崎東	
三位	三崎東A		二組 一位	井野浦	
二位	三崎東A		三組 一位	消防署	
一位	三崎東A		二組 二位	釜木	
二位	三崎東A		三組 二位	須賀	
一位	三崎東A		二組 一位	高浦	
二位	三崎東A		三組 一位	西上	
一位	三崎東A		二組 二位	西	

○内数字はタイム順  
⑤④②①⑥③



大盛況鈴割り



近代五種みさきの熱技

## 再開した婦人競技 (高浦 優勝)

網引き優勝 高浦チーム



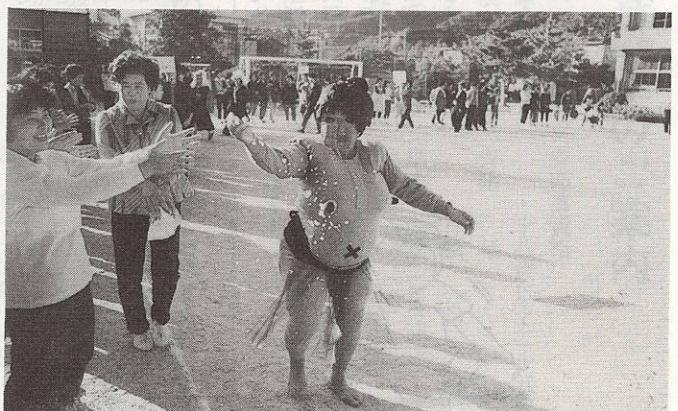
町民運動会で中止となっていたプログラムの中で、特に婦人部が再演を熱望していた「網引き大会」が「すごい変身だ！」の二種目が十月二十二日午後三時より三崎小学校グラウンドで実施され大好評でした。

綱引き大会(教育長杯)は、十四チームが参加しトーナメント方式で試合をすすめ、高浦チームがみごと優勝！準優勝は名取チームでした。

又「すごい変身だ！」は八チーム参加のもと、色々な趣向で競技が盛り上がり運動会がおしまわれました。



すごい変身だ。子連狼



すごい変身だ。小錦

# 第35回 夏季体育大会 記念大会

二名津A 初優勝 ソフトボール(男子)  
 上 二年連続優勝 バレーボール(女子)  
 大佐田 連続優勝 クロツケ(高齢者)  
 井野浦 初優勝 クロツケ(一般)

常勝 札幌V4成らず



ソフトボール優勝 二名津A



バレーボール優勝 上チーム



クロツケ優勝 大佐田・井野浦

八月十四日、十五日の二日間  
 にわたって、ソフトボール、バ  
 レーボール、クロツケの三種  
 目を実施！  
 ソフトボールは十六チームの  
 参加で十四日・十五日の二日間  
 で熱戦が展開された。

常勝札幌(三年連続優勝)が  
 一回戦で敗退する波乱の幕開で、  
 炎天下の中、熱戦が繰り広げら  
 れた結果、二名津A対須賀の決  
 勝となり八対五で二名津が逆転  
 優勝。ネット裏の声「学生のパ  
 ワーだ」バレーボールは十一チ  
 ムで争われ、上チーム対明神チ  
 ムの間で決勝戦が行われ上チ  
 ムが二年連続優勝！！  
 敗れはしたものの明神チーム  
 の健闘は、真夏の大会に「さわ  
 やかさ」と、スポーツの美しさ

を再認識してくれたチームで  
 来年も是非参加しますという  
 チームの声が印象的でした。  
 クロツケは高齢者の部九チ  
 ム、一般の部四チームで十四日  
 の一日目を実施。  
 高齢者の部では、予想通り大  
 佐田チームが三年連続優勝。  
 一般の部は井野浦チームが初  
 優勝で大会を終了！  
 ソフトボール決勝(時間切れ)  
 須賀 2030000-5  
 二名津A 112004×-8  
 バレーボール決勝  
 上2 対 1明神  
 クロツケ決勝  
 大佐田三戦全勝(高齢者の部)  
 井野浦三戦全勝(一般の部)

## 募集 昭和六十一年度 保育園

### 入所児童

昭和六十一年四月から、保  
 園に入所を希望される児童を次  
 のように募集しております。希  
 望者は申請書を昭和六十一年十二  
 月二十五日までに提出して下さ  
 い。

- ② 母親が昼間、家庭内で家  
事以外の仕事をしている  
場合
- ③ 母親がいない場合
- ④ 母親が産後、病後、障害  
の場合
- ⑤ 母親が病人、障害者の看  
護等に従事している場合
- ⑥ 昭和五十九年十月一日以  
前に生まれた児童

募集人員は二名津保育園六十  
 名、三崎保育園百二十名です。  
 なお、現在入所中の児童につき  
 ましても来年度入所希望があれ  
 ば申請書を提出して下さい。申  
 請書は福祉課又は各保育園に準  
 備しております。

詳しくは福祉課までお問い合  
 わせ下さい。

保育園に入所できる基準は次  
 のとおりです。

- ① 母親が昼間、家庭外で仕  
事をしている場合



# 三崎町行政改革大綱!!

昭和六十年五月三崎町行政改革推進委員会設置要綱を制定し八月二日委員を委嘱、八月二十九日の第4回推進委員会をもって答申書が提出され、九月二十六日に「三崎町行政改革大綱」が作成されました。

## 1、基本方針

(1)三崎町をとりまく、厳しい行政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会及び住民福祉の増進を進めるため、行政改革を強力に推進する。

(2)行政改革の推進に当たっては「三崎町行政改革推進委員会」の答申を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となつて取り組むとともに、町民はじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努める。

## 2、当面の措置事項

### (1)事務事業の見直し

ア、事務事業については、中長期財政計画を基本とし最小の経費で最大の効果を求め、財政の健全化に努め、町の活性化に役立せるよう十分考慮し、適切な事業計画を樹立する。

イ、各種団体に対し交付する補助金の見直しを行う。  
ウ、物件費等の経常経費の節減に努める。  
エ、使用料、手数料については検討し改正する。  
オ、町税の振替制度の推進を図り、徴収率の向上に努める。

(2)組織、機構の簡素合理化について  
ア、各非常勤委員会委員の定数の検討を行う。  
イ、今後の行政運営と平衡し、組織機構の再編整備を行う。

(3)給与の適正化  
給与についてはつねに検討を加え適正化に努める。

(4)定員管理の適正化について  
退職者と新規採用者の調整により定員管理の適正化を図る。

(5)民間委託とOA化等事務改革の推進について  
ア、各種手数料、使用料等の徴収は金融機関の振替制度を拡大する。  
イ、民間委託とOA化等事務改革の推進を図る。

(6)会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化  
ア、公共施設の設置は緊急度、効率化等を考慮しながら設置する。  
イ、各集会所管理運営については、部落区長に委託する。

三崎町行政改革推進委員名簿

氏名	住所	役職名
玉里憲一郎	三崎町三崎	農協組合長
辻井純江	三崎町三崎	元婦人会長
寺岡弥佐夫	三崎町大佐田	元議員
土居毅	三崎町三崎	商工会長
中村博道	三崎町三崎	社会教育委員
堀元康弘	三崎町二名津	二名津郵便局長
村井健	三崎町二名津	漁協組合長

## 戦没者の遺族に

## 特別弔慰金が支給されます

終戦四十周年に当たり、国として改めて弔慰を表すため、次に該当する方に、第四回特別弔慰金（額面三十万円、毎年一回の十年償還）が支給されますので、もれなく請求して下さい。

一、第二回又は第三回特別弔慰金を受ける権利を取得した者（時効で失権した者を含む）であつて、昭和六十年四月一日において同一の戦没者につき、遺族年金、公務扶助料等の受給権者がいないもの。  
二、第一回特別弔慰金を受ける権利を取得した者であつて、その後同一の戦没者につき遺族年金、公務扶助料等の受給権が生じたため、第二回及び第三回特別弔慰金を受給できなかつたが、六十年四月一日前に、これら年金等の受給

## 児童扶養手当制度がかわりました!

離婚、死別などにより母子家庭に支給されている児童扶養手当の制度が一部改正され、本年8月1日から施行されることになりました。改正の主な内容は、次のとおりです。

項目	改正前	改正後
支払期日	4、8、12月12月分は11月支払が可能	4、8、12月
支払窓口	(受給者指定の) 郵便局	60年8月以降の新規請求分から県の指定金融機関を通じて口座振替(なお、既に認定されている者については、従来どおり郵便局です。)
手当月額	年收361万円未満 .....32、700円 年收361万円以上.....支給なし	年收171万円未満.....33、000円 年收171万円以上300万円未満.....22、000円 年收300万円以上.....支給なし(ただし、既に認定されている者については、1年間昭和61年7月分までに限り、22、000円を支給します。)

なお、制度についてわからないことがあつたり、住所、その他状況が変わつたときは、お早やめに福祉課までご連絡下さい。

権を有する者がすべて失権し、六十年四月一日において、これら年金等の受給権者がいないもの。  
三、昭和五十四年四月一日までに弔慰金の受給権を取得した者(時効で失権した者を含む)であつて、昭和五十四年四月二日から六十年四月一日までに同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の受給権を有する者がすべて失権し、六十年四月一日においてこれら年金等の受給権者がいないもの。

※ 特別弔慰金を受ける遺族の範囲  
(1)弔慰金受給者が生存している場合  
①配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(生計維持又は生計同一に限る。)で、死亡した者の死亡の当時日本の戸籍を有していたもの。  
②事実上の父母  
③弔慰金受給者が死亡、戸籍喪失した等の場合  
④子  
⑤戦没者と生計を共にしていた父母、孫、祖父、兄弟姉妹(非遺族と改氏婚等をしたものを除く)  
⑥戦没者と生計を異にした父母、孫、祖父、兄弟姉妹、兄弟姉妹(非遺族と改氏婚等をしたものを除く)  
⑦戦没者と生計を異にした父母、孫、祖父、兄弟姉妹、兄弟姉妹(非遺族と改氏婚等をしたものを除く)

兄弟姉妹及びこれらの遺族のうち非遺族と改氏婚した者等  
④戦没者と年等以上の生計関係を有した三親等内親族(葬祭を行った者を先にする。)  
特別弔慰金を受ける順位は、右のとおりで、次順位者が先順位者をこえては受給できません。又、同順位者が二人以上いる場合は、同意書の提出が必要で、代表者が請求(受給することになります。)  
追つて、部落毎に説明会を開催し、役場での受付に備える予定です。

詳しくは、福祉課へお問い合わせ下さい。☎54-1111(内線三七・三八)

46N11びと

かなしみ

七月三十一日  
十月三十一日

結婚

お二人の

ご多幸を

お祈りします

出産

健やかなご成長を

お祈りします

死亡

謹んでご冥福を

お祈りいたします

恐いのは「消したつもり」と  
「消したはず」

十一月二十六日から十二月二  
日まで秋の火災予防運動がおこ  
なわれます。

みなさんも次の点を特に注意  
し火災をおこさないように心掛  
けましょう。

火の用心 七つのポイント  
○寝たばこやたばこの投げ捨て  
をしない

○子供は、マッチやライターで  
遊ばせない。

○風の強いときは、たき火をし  
ない

○天ぷらを揚げるときは、その  
場を離れない

○家のまわりに燃えやすいもの  
を置かない

○ふろの空だきをしない  
○ストーブには、燃えやすいも  
のを近づけない

行事

十一月二十六日(火)

防火宣伝パレード

十二月一日(日)

防火デー



さざなみ旬会

式典次第 60・8・20

一、はじめのことば

司会 結城

一、開式宣言 梶谷副会長

一、会長あいさつ 中谷 会長

一、本会受賞報告

(1)町教育委員会賞

(2)町文化協会賞

一、表彰並びに記念品授与

(別記)

一、受賞者代表謝辞

池上 馨

一、乾杯 阿部 威子

一、閉式宣言 梶谷副会長

おめでとございます

三崎町交通安全協会会長  
全国表彰される。

表彰状

船山 道殿

あなたは多年にわたり交通安全  
のため尽力し、交通事故防止  
に貢献された功績はここに  
顕著であります  
よって交通安全を表彰し  
銅章を贈呈し表彰します  
昭和六十一年八月二十日  
交通安全協会 会長 武田 由

創立十周年記念!!

一、おわりのことば

司会 結城

(別記)

被表彰者名簿

◎特賞

(1)連続最多入選賞(一〇年間)

(2)連続皆勤賞(一〇年間)

◎一〇周年記念賞

中谷 段々子 代表 阿部 須磨子

十月例会高点句

60・10・火 町民会館和室

一、おわりのことば

阿部 八重

チェンソーの響秋いよいよ極まりぬ

(今田先生斬きて)

○牛鬼の地を見てばかり宵祭

池上 馨

暁を惜しむがごとく鳴ける虫

秋の蚊のまだつきまよふひとりかな

○小包の栗の重さと受け止めし

中谷 段々子

山の雲海の雲美し岬秋天

浜の葦雲量多き哀しさに

○喜雨の音はすみて一人栗をむく

梶谷 山 萩

なつかしや屋台に栗の計り売り

栗をはぐ枝を書きたる栗を買ふ

菊作り蓄の丈に想いけり

○雲ばなれ名月軒の端しにあり

宮本 マサ子

北西風おいく此処の風となる

名月や物干竿の影長く

曼珠沙華友と歩幅を合わず道

◎年間最多入選賞

第一位 中谷 段々子

第二位 宮本 マサ子

第三位 池上 馨

◎年間皆勤賞

中谷 段々子

梶谷 すみれ

金森 久栄

宮本 マサ子

阿部 須磨子

代表 阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

阿部 須磨子

註○印 愛媛新聞掲載句

計 三十一句